

## 桶川市学校給食運営委員会設置要綱

### (設置)

第1条 学校給食の運営を適正かつ効果的に実施し、学校給食の質的向上を図るため、桶川市学校給食運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

### (審議事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学校給食の年間事業計画に関する事項
- (2) 給食指導に関する事項
- (3) 学校給食費に関する事項
- (4) 栄養管理及び衛生管理に関する事項
- (5) 物資の選定に関する事項
- (6) 物資の納入業者の登録申請の承認に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、学校給食の運営について必要と認められる事項

### (組織)

第3条 運営委員会の委員（以下「委員」という。）は、23名以内で組織し、次に掲げる者について、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 教育部長
- (2) 小学校校長
- (3) 中学校校長
- (4) 桶川市教育研究会学校給食研究部長
- (5) 給食指導主任
- (6) 栄養教諭又は学校栄養職員
- (7) 学校薬剤師
- (8) P T A役員又は学校からの推薦を受けた保護者
- (9) 学校調理主任

(10) 学校給食に関し高い識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命をした日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置き、委員長は教育部長を、副委員長は小学校校長及び中学校校長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、原則として各学期に1回開催し、必要に応じて臨時会議を開催することができる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 学校給食における専門的事項について審議するため、運営委員会に次の専門部会を設置する。この場合において、次の各号に掲げる専門部会の審議事項等は、当該各号に定めるところによる。

(1) 物資選定部会 年2回開催するものとし、物資の選定に関することを審議する。

(2) 献立作成部会 月1回開催するものとし、毎月の献立作成に関する

ことを審議する。

(3) 食育推進部会 年2回開催するものとし、食育指導の推進に関する  
ことを審議する。

(4) 学校給食費検討部会 年1回以上開催するものとし、学校給食費に  
関することを審議する。

2 物資選定部会、献立作成部会、食育推進部会及び学校給食費検討部会  
(以下「各専門部会」という。)は、前項に定めるもののほか、必要に  
応じて臨時に開催することができる。

(専門部会の組織)

第8条 各専門部会の部会員は、別表に掲げる者について、委員長が任命  
する。

2 各専門部会にそれぞれ部会長及び副部会長を置き、物資選定部会、献  
立作成部会及び食育推進部会は栄養教諭又は学校栄養職員の中から、学  
校給食検討部会は、小学校校長又は中学校校長の中から、委員長がそれ  
ぞれ任命するものとする。

3 各専門部会の部会長は、当該部会長が所属する各専門部会を統括及び  
招集し、その議長となる。

4 各専門部会の副部会長は、当該副部会長が所属する各専門部会の部会  
長を補佐し、当該部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 各専門部会の部会長は、当該部会長が所属する各専門部会を開催した  
ときは、その結果を委員長に報告しなければならない。

(作業部会)

第9条 物資選定部会に作業部会として物資選定事前審査会を設置し、物  
資選定部会の開催前に物資の選定に関わる必要な審査を行う。

2 献立作成部会に次の作業部会を設置する。この場合において、次の各  
号に掲げる作業部会の審議事項等は、当該各号に定めるところによる。

(1) 献立検討会 献立作成部会の円滑な審議のため、献立作成部会の開

催前に毎月の献立作成に関わる必要な検討を行う。

- (2) 献立説明会 月1回開催するものとし、関係職員に対して毎月の献立の調理方法等の説明を行い、その内容について審議する。なお、必要に応じて臨時に開催することができる。

(作業部会の組織)

第10条 物資選定事前審査会、献立検討会及び献立説明会（以下「各作業部会」という。）の部会長及び副部会長は、各作業部会が所属する専門部会の部会長及び副部会長をもって充てる。

2 各作業部会の出席者は、各専門部会の部会員の中から、各作業部会の部会長がこれを定める。ただし、献立説明会については、市内の小学校及び中学校に所属する全ての学校調理主任が出席するものとする。

3 各作業部会の部会長は、当該部会長が所属する作業部会を開催したときは、その結果を委員長に報告しなければならない。

(運営委員会の会議及び専門部会の公開)

第11条 運営委員会の会議及び各専門部会は、これを公開とする。ただし、次に掲げる事項について、委員又は各専門部会の部会員（以下この条において「構成員」という。）の発議により出席構成員の過半数で議決したときは、これを公開しないことができる。

- (1) 個人及び法人等の権利を侵害するおそれのある事項
- (2) 訴訟又は不服申立てに関する事項
- (3) 意思決定過程に関する事項で、公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しく支障が生じるおそれのある事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、公開することが不相当であると認められる事項

(記録)

第12条 運営委員会及び各専門部会の審議の結果に関し、運営委員会にあっては委員長が、各専門部会にあっては各専門部会の部会長が、それ

ぞれ次に掲げる事項を記録しなければならない。

- (1) 開会及び閉会の日時
- (2) 出席及び欠席した委員及び部会員の氏名
- (3) 議題及び議事の概要
- (4) 質問及び説明の要旨
- (5) 議決事項
- (6) その他必要と認める事項

(傍聴の取扱い)

第13条 運営委員会の会議又は各専門部会を傍聴しようとする者は、様式第1号の傍聴人受付簿に必要な事項を記入し、委員長又は各専門部会の部会長の許可を得なければならない。

2 傍聴人は、運営委員会の会議又は各専門部会の傍聴に当たっては、様式第2号の傍聴券を常に携帯しなければならない。

3 委員長又は各専門部会の部会長は、議事運営に支障があると認めるときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

(庶務)

第14条 運営委員会、各専門部会及び各作業部会の庶務は、学校給食主管課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会で協議の上、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から適用する。

別表（第8条関係）

	委員	人数	備考
物資選定部会	給食指導主任	3人 以内	
	市内小学校及び中学校全ての栄養教諭又は学校栄養職員	6人 以内	
	学校調理主任	4人 以内	学校給食調理業務受託業者
	P T A役員又は学校からの推薦を受けた保護者	6人 以内	
献立作成部会	給食指導主任	3人 以内	1年のうち2学期分を担当する
	市内小学校及び中学校全ての栄養教諭又は学校栄養職員	6人 以内	
	学校調理主任	3人 以内	学校給食調理業務受託業者
食育推進部会	市内小学校及び中学校全ての給食指導主任	11人 以内	
	市内小学校及び中学校全ての学校栄養教諭又は学校栄養職員	6人 以内	
学校給食費検討部会	市内小学校校長	1人 以内	

	市内中学校校長	1人 以内	
	給食研究部会長	1人 以内	
	給食指導主任	4人 以内	
	市内小中学校及び中学校 全ての栄養教諭又は学校 栄養職員	3人 以内	
	P T A 役員又は学校から 推薦を受けた保護者	5人 以内	

様式第1号（第13条関係）

傍聴人受付簿

受付番号	月 日	氏 名	住 所	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

（表面）

			第	号
年	月	日開催	年度第	回学校給食運営委員会
<b>傍 聴 券</b>				
年	月	日		
桶川市学校給食運営委員会				

（裏面）

傍聴人の守るべき事項

- 1 傍聴人は、傍聴に当たっては、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければなりません。
  - （1）議事等に批判を加え、又は賛否、意見若しくは行動で表明しないこと。
  - （2）私語、談話、拍手等をしないこと。
  - （3）はち巻、腕章、たすき、ゼッケン又はヘルメットの類を着用しないこと。
  - （4）張り紙、旗または垂れ幕の類を掲げるなど示威的行為をしないこと。
  - （5）飲食又は喫煙をしないこと。
  - （6）みだりに席を離れないこと。
  - （7）写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。